○厚生労働省告示第二百五十号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十五条第五項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成二十六年厚生労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき公表する。

平成二十八年六月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「第八十号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「同法第百二十五条第一項」を「法第百二十五条第一項」に改め、「（以下「保健事業」という。）」を削り、「図ることとされた。」の次に次のように加える。

加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による法第百二十五条の改正により、広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）を行うように努めなければならないこととされた。

第一の一中「同条第三項」を「同条第五項」に、「健康診査等実施指針と調和を保ちつつ」を「健康診査等実施指針及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十七年厚生労働省告示第七十号）と調和を保ちつつ」に改め、同三中「進んでいる。」の次に次のように加える。

また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が採択されたところである。

第二の一の2中「都道府県ごとに設ける国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者等が協議し、連携する場（以下「保険者協議会」という。）」を「法第百五十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会」に改め、同一の4中「確保すること。」の下に「特に、高齢期においては、医療と介護の連携の必要性が高いことから、介護保険法第百十五条の四十五第一項及び第二項の規定による地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）との連携を図ること。」を加え、同五の3中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく事業」を「地域支援事業等」に改める。

第三の六の次に次のように加える。

七　健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援

1　健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援は、被保険者の健康づくりに向けた意識や行動の変容を図ることを目的として、被保険者がそれぞれの年齢や健康状態等に応じ、健康づくりの取組を開始するきっかけや継続するための支援等として実施するものである。当該支援を実施する場合には、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（平成二十八年五月十八日保発第一号厚生労働省保険局長通知）も踏まえつつ、当該目的に照らして、当該支援が真に効果的であるかについて定期的に評価しながら行うこと。

2　当該支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき被保険者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化すること等がないよう、十分に留意すること。

○農林水産省告示第千三百十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

表補助金等の予算科目の欄中「飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）」を「国産農産物生産・供給体制飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）」に改める。

○関東地方整備局告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二十号　東京都新宿区新宿四丁目二六番四地先から同区西新宿一丁目一番二七まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月十五日

○近畿地方整備局告示第百十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、紀の川水系紀の川及び貴志川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び和歌山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十三年近畿地方整備局告示第百七十一号、平成十八年第百五十四号は、廃止する。

平成二十八年六月十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

○近畿地方整備局告示第百十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系野洲川、猪名川及び藻川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局、琵琶湖河川事務所及び猪名川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局告示第三十一号及び第百三十四号は、廃止する。

平成二十八年六月十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

○近畿地方整備局告示第百十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、九頭竜川水系九頭竜川及び日野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び福井河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局告示第三十四号及び第三十五号は、廃止する。

平成二十八年六月十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博